

株式会社ビー・エム・エル 定款

第 1 章 総 則

第 1 条 (商号)

当会社は、株式会社ビー・エム・エルと称する。

英文では、B M L , INC. と表示する。

第 2 条 (目的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 臨床検査の受託業務
2. 医薬品、医薬部外品、臨床検査試薬、化学薬品に関する試験の受託業務
3. 医薬品、医薬部外品、臨床検査試薬、化学物質等の化学分析の受託業務
4. 農薬の毒性試験その他これに類する試験の受託業務
5. 各種食品、保健衛生および環境に関わる検査分析の受託業務
6. 水道水の水質検査受託業務
7. 健康の保持増進のための諸測定、健康指導等の受託業務
8. 医薬品、医薬部外品、臨床検査試薬、化学薬品の製造、販売および輸出入
9. 医療器械器具、臨床検査機器の製造、販売、賃貸、保守および輸出入
10. 情報処理機器およびソフトウェアの開発、製造、販売、賃貸および保守
11. 情報処理システムの管理、運営受託、技術者の派遣およびコンサルティング
12. 医療情報提供サービス業務
13. 検体の保管および医療滅菌サービス業務
14. 調剤薬局の経営
15. 居宅介護支援事業
16. 訪問介護事業
17. 訪問看護事業
18. 通所介護事業
19. 医療機関等の経営、業務運営に関するコンサルティング
20. 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務
21. 産業廃棄物処理サービス業務
22. 電気通信事業法に基づく付加価値通信サービスの提供
23. 冠婚葬祭、家具、乗用車、衣料品等に関する情報提供および仲介、斡旋
24. 計算事務等の経理事務受託代行業務
25. 貨物運取扱業および貨物運送仲立業
26. 焼却炉、電気設備、給排水・衛生設備等の保守および管理
27. 不動産の賃貸、売買、管理
28. 有料職業紹介業務

29. 労働者派遣事業
30. 前各号に関する研究開発および附帯する一切の業務

第3条（本店の所在地）

当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。

第4条（機関）

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第5条（公告方法）

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告によることができないやむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

第6条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、118,800,000株とする。

第7条（自己の株式の取得）

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

第9条（単元未満株式についての権利）

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(4) 次条に定める請求をする権利

第10条（単元未満株式の買増し）

当会社の株主は、『株式取扱規程』に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

第11条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

第12条（株式取扱規程）

当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会の決議において定める『株式取扱規程』による。

第3章 株主総会

第13条（招集）

当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に隨時招集する。

第14条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第15条（招集権者および議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長に任ずる。ただし、取締役社長に差し支えあるとき、または欠員のときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任にあたる。

第16条（電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第17条（議決権の代理行使）

株主または、その法定代理人は、当会社の議決権を有する株主1名を代理人として、株主総会において、その議決権を行使することができる。代理権を証明する書面は、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第18条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第4章 取締役および取締役会

第19条（員数）

当会社の取締役は、16名以内とする。

第20条（任期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第21条（選任方法）

取締役は、株主総会において選任する。

- 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 取締役の選任の決議は、累積投票によらない。

第22条（代表取締役および役付取締役）

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 取締役会は、その決議によって会長1名、社長1名を定めることができる。
- 会長ならびに社長は会社を代表し一切の業務を統括執行する。

第23条（招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発するものとする。

2. 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを要しない。

第24条（決議の省略）

当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第25条（取締役会規程）

取締役会は、法令または本定款の定める事項のほか、取締役会において定める『取締役会規程』による。

第26条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第27条（取締役の責任免除）

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であったものを含む。）の同法第423条第1項の賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

第28条（員数）

当会社の監査役は、4名以内とする。

第29条（任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任し

た監査役の任期の満了する時までとする。

第30条（選任方法）

監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第31条（常勤の監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第32条（招集通知）

監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを要しない。

第33条（監査役会規程）

監査役会は、法令または本定款の定める事項のほか、監査役会において定める『監査役会規程』による。

第34条（報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第35条（監査役の責任免除）

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であったものを含む。）の同法第423条第1項の賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計 算

第36条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月末日迄の1年とする。

第37条（剰余金の配当の基準日）

当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剩余金の配当をすることができる。

第38条（中間配当）

当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

第39条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日より満3年を経過しても受領がないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。

2. 未払いの配当金には利息をつけない。

（附則）

1. 変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第16条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
3. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

制 定	昭和31年	7月15日
改 定	昭和50年	8月29日
改 定	昭和51年	7月 1日
改 定	昭和59年	12月20日
改 定	昭和60年	8月29日
改 定	昭和63年	8月29日
改 定	平成 元年	4月 1日
改 定	平成 2年	8月27日
改 定	平成 2年	11月20日
改 定	平成 3年	9月27日
改 定	平成 5年	2月22日
改 定	平成 6年	6月27日
改 定	平成 7年	6月29日
改 定	平成 9年	6月26日
改 定	平成12年	4月24日

改 定	平成 13 年	6 月 28 日
改 定	平成 14 年	6 月 27 日
改 定	平成 15 年	6 月 27 日
改 定	平成 16 年	6 月 29 日
改 定	平成 17 年	6 月 29 日
改 定	平成 18 年	6 月 29 日
改 定	平成 19 年	6 月 28 日
改 定	平成 21 年	6 月 26 日
改 定	平成 25 年	6 月 27 日
改 定	平成 28 年	7 月 25 日
改 定	2021 年	6 月 29 日
改 定	2022 年	6 月 29 日
施 行	2022 年	6 月 29 日